

社会福祉法人 愛信会
役員及び評議員の報酬等
に関する規程

社会福祉法人愛信会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信会(以下「本法人」という。)の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において本法人の役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬をいう。

4 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等をいう。

(理事及び評議員への報酬)

第3条 理事及び評議員への報酬については、無報酬とする。

(監事への報酬)

第4条 監事の報酬については、無報酬とする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める本法人の旅費支給規程に準じて旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成29年6月23日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。